

お知らせ

町より

生活安全推進

消費者行政に関する意思表明

平成27年12月7日、藤本町長は氷川町において、悪質、巧妙化する消費者被害を防止するため、より一層の相談窓口の充実と町民の皆さまの安全・安心をサポートする啓発活動を持続的に取り組んでいくことを表明しました。

問 総務課 生活安全推進係

☎ 52・7111

町民環境

河川へのごみ 不法投棄にご注意

氷川に捨てられたごみが、八代市の岸や海に流れ着き「氷川町の指定袋に入ったごみが流れ着いている」などの苦情が寄せられています。河川にごみを捨てる場所ではなく、不法投棄は法律により罰せられます。

心ない人が軽い気持ちで捨てたごみにより、多くの人に迷惑がかかります。一人一人がモラルを持ち、河川などにごみを捨てないようにお願いします。

町民環境課 町民環境係

☎ 52・5851(直通)

農政

マシン油散布

農業後継者グループ「宮原農火の会」が、マシン油を散布します。庭木などの害虫発生に困っている人は、ぜひお申し込みください。

◆日時 1月23日(日)

※雨天時は1月24日(日)に延期

◆料金 4千円

※植木の本数により金額が変動します。

◆散布地域 宮原地区内

※会員数が少ないため、地区を限定させていただきます。

◆申込期限 1月15日(金)

◆お申し込み・お問い合わせ先 農業振興課 農政係

☎ 52・5854(直通)

県より

金融広報アドバイザーを派遣します

地域や学校で開催される学習会・講演会へ消費者教育を行う金融広報アドバイザー(講師)を派遣します。

悪質商法・生活設計・年金などの

お知らせ

町より

生活安全推進

消費者行政に関する意思表明

平成27年12月7日、藤本町長は氷川町において、悪質、巧妙化する消費者被害を防止するため、より一層の相談窓口の充実と町民の皆さまの安全・安心をサポートする啓発活動を持続的に取り組んでいくことを表明しました。

問 総務課 生活安全推進係

☎ 52・7111

町民環境

河川へのごみ 不法投棄にご注意

氷川に捨てられたごみが、八代市の岸や海に流れ着き「氷川町の指定袋に入ったごみが流れ着いている」などの苦情が寄せられています。河川にごみを捨てる場所ではなく、不法投棄は法律により罰せられます。

心ない人が軽い気持ちで捨てたごみにより、多くの人に迷惑がかかります。一人一人がモラルを持ち、河川などにごみを捨てないようにお願いします。

町民環境課 町民環境係

☎ 52・5851(直通)

農政

マシン油散布

農業後継者グループ「宮原農火の会」が、マシン油を散布します。庭木などの害虫発生に困っている人は、ぜひお申し込みください。

◆日時 1月23日(日)

※雨天時は1月24日(日)に延期

◆料金 4千円

※植木の本数により金額が変動します。

◆散布地域 宮原地区内

※会員数が少ないため、地区を限定させていただきます。

◆申込期限 1月15日(金)

◆お申し込み・お問い合わせ先 農業振興課 農政係

☎ 52・5854(直通)

県より

金融広報アドバイザーを派遣します

地域や学校で開催される学習会・講演会へ消費者教育を行う金融広報アドバイザー(講師)を派遣します。

悪質商法・生活設計・年金などの

氷川土地改良区総代総選挙

任期満了に伴う氷川土地改良区の総代総選挙を行います。

【各選挙区の区域および総代定数】

選挙区	選挙区域	総代定数
第1選挙区	氷川町：島地・鹿島・鹿野・網道	21人
第2選挙区	氷川町：若洲 宇城市小川町：不知火	5人
第3選挙区	氷川町：野津・高塚・大野・新田・吉本	15人
第4選挙区	氷川町：宮原栄久・宮原・今・早尾・椋・有佐・中島 八代市鏡町：有佐・中島	10人

- ◆選挙期日：1月26日(火)
- ◆選挙期日の告示：1月19日(火)
- ◆立候補届出期間：1月19日(火)・20日(水) 8時30分～17時
- ◆立候補受付場所：氷川土地改良区事務局
- ◆立候補届出方法：立候補届出用紙に所要事項を記入し、届出期間内に定められた場所に届け出る。
※届出用紙は氷川土地改良区事務局および氷川町選挙管理委員会に備え付けます。
- ◆辞退届：立候補届出期間内に文書で届け出る。

【お問い合わせ先】 氷川町選挙管理委員会(総務課内) ☎52・7111 氷川土地改良区 ☎52・2452

テーマ、開催場所、時間などについて、ご連絡ください。なお、金融広報アドバイザーへの謝礼、交通費などは不要です。

【テーマ例】

- ・携帯電話を使った消費生活トラブル
- ・多重債務にならないために
- ・高齢者をめぐる悪質商法

問 熊本県金融広報委員会
(熊本県消費生活課内)

☎ 096・3333・2323

消費生活相談

投資詐欺や還付金詐欺などのさまざまな悪質商法、製品事故被害など、消費者被害は後を絶ちません。熊本県消費生活センターや身近な市町村の消費生活センター・相談窓口では、悪質商法や借金、クレジットに関する悩み、いろいろな生活用商品事故などについて相談に応じ、アドバイスや情報提供を行っています。

一人でも悩まず、ぜひご相談ください。

問 熊本県消費生活センター

☎ 096・3333・0999

消費者ホットライン ☎ 188

家庭用品の表示確認を

上衣・靴下などの繊維製品、合成樹脂で出来た水筒など、洗濯機・掃

除機などの電気機械器具、歯ブラシや鍋などの雑貨工業品全90品目は「家庭用品品質表示法」に基づき、商品の品質について表示すべき事項などが定められています。

この法律は、消費者が商品の購入をする際に適切な情報提供を受けることができるように制定されたものです。

家庭用品の購入の際には、ぜひ表示を確認しましょう。
※詳細は消費庁ホームページ
(<http://www.caa.go.jp/hinpyo/index.html>)をご覧ください。

問 熊本県消費生活課

☎ 096・3333・2308

そのほか

熊本県の最低賃金が改定

平成27年12月13日に熊本県の産業別最低賃金が次のとおり改定され、県内すべての事業所、労働者に適用されます。

【産業別最低賃金の時間額】

・電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 738円

・自動車・自動車付属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業 787円

・百貨店、総合スーパー 712円
※熊本県の地域別最低賃金は

694円です。また、産業別最低賃金には適用範囲がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問 熊本労働局労働基準部賃金室
☎ 096・3553202

節電にご協力を

今年度冬季の電力需給は、厳寒となるリスク、企業や家庭における節電の定着などを織り込んだ上で、いずれの電力会社においても電力の安定供給に最低限必要とされる予備率を確保できる見通しです。しかしながら、トラブルによる発電所停止などが発生した場合には、安定供給できない可能性も懸念されます。

皆さまには、生活・健康や経済活動に無理のない範囲で、節電の協力と省エネルギーの推進をお願いします。

◆節電期間

12月1日(火)～平成28年3月31日(木)の平日

◆時間帯 8時～21時

問 熊本県エネルギー政策課
☎ 096・3333・2320

国の教育ローン

日本政策金融公庫国民生活事

業では、高校、短大、大学、専修学校各種学校や外国の高校、大学などに入学・在学するお子さまをお持ちのご家庭を対象に教育貸付をしています。

◆対象者

融資の対象となる学校に入学・在学される人の保護者で、子ども的人数に応じ、世帯年収(所得)が基準額以内の人

◆融資額 学生・生徒1人につき350万円以内(全事業所得者は590万円以内)

◆利率 年2.05%
※変動する場合があります。

◆返済期間 15年以内(母子家庭・父子家庭・交通遺児家庭の人などは3年の延長が可能)

◆用途

入学金、授業料、教科書代など

◆返済方法 毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)

◆保証

(公益)教育資金融資保証基金または連帯保証人1人以上

問 教育ローンコールセンター
☎ 0570・008656

☎ 03・5321・8656